

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所		随意契約に よることとした会計法 令の根拠条文（企画競 争等）	競争性のない随意契約によらざるを得 ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職 の役員 の数 （※契 約の相 手方が 農林水 産省が 所管す る特別 社団法人 又は特 例財団 法人の 場合の 記載事 項）	提案者の 数	うち公 益社団 法人又 は公益 財団法 人（特 例社団 法人又 は特例 財団法 人を含 む。）	特別な競 争参加資 格 （※提案 者の数が 1の場合 の記載事 項）	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区 分	国認 定、都 道府県 の区 分					
高台寺国有林森林景観回復事業 (一式)	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 中村 隆史	京都府京都市 上京区西 洞院通り下長 者町下ル丁 子風呂町102	令和2年11月5日	株式会社 e・フォ レスト 法人番号 7160001011395	滋賀県東近 江市百濟寺 本町273-1	会計法第29 条の3第4項 (緊急随意契 約)	高台寺山国有林において、過去に発生し た台風による倒木被害の残存木がその 後の強風、大雨等により傾斜し、2次災 害を引き起こす危険があることから、緊 急随意契約により実施した。	-	12,507,000	-	-	-	-	-	-	-	-
不動山国有林林内整備作業 (一式)	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 中村 隆史	京都府京都市 上京区西 洞院通り下長 者町下ル丁 子風呂町102	令和2年11月5日	酒井営林事業 有限公司 法人番号 2130002022977	京都府京都市 右京区京 北灰屋町塩ノ 谷16-1	会計法第29 条の3第4項 (緊急随意契 約)	不動山国有林において、過去に発生した 台風による倒木被害の残存木が、その 後の強風、大雨等により傾斜し、2次災 害を引き起こす危険があることから、緊 急随意契約により実施した。	-	2,530,000	-	-	-	-	-	-	-	-
箕面国有林修景伐採事業 (一式)	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 中村 隆史	京都府京都市 上京区西 洞院通り下長 者町下ル丁 子風呂町102	令和2年11月5日	株式会社 宮辻 造林 法人番号 8140001100249	兵庫県宍粟 市一宮町須 行名493	予決令第99 条の2(不落・ 不調随意契 約)	-	-	1,554,812	-	-	-	-	0	0	-	事業実 績、実務 経験者の 在籍等
西ノ河国有林外ニホンジカ等捕 獲等事業 (一式)	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 渡辺 達也	和歌山県田 辺市新庄町 2345-1	令和2年11月11日	一般社団法人 和歌山県猟友会 法人番号 4170005000891	和歌山県和 歌山市湊通り 丁南4-18	会計法第29 条の3第4項 (法令等の規 定)	日高川町及び印南町における有害鳥獣 捕獲は、地域関係団体で構成された協 議会の下、「鳥獣被害防止計画」に基づ き実施されている。計画書において「有 害鳥獣の捕獲については和歌山県猟友 会が実施する」とされていることから、当 該事業を実施できる唯一の相手方である ため。	-	11,227,700	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度公共工事労務費調査 業務(岡山・広島・山口) (一式)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 山口 琢磨	大阪府大阪 市北区天満 橋1-8-75	令和2年11月16日	株式会社 東京 商工リサーチ 広 島支社 法人番号 5010001134287	広島県広島 市中区八丁 堀14-4	予決令第99 条の2(不落・ 不調随意契 約)	-	-	1,192,785	-	-	-	-	0	0	-	業務実 績、実務 経験者の 在籍等

蒜山国有林危険木処理業務 (伐倒整理48本)	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 坪木 直文	岡山県津山市小田中 228-1	令和2年11月16日	香北林業 有限 会社 法人番号 4260002028274	岡山県苫田 郡鏡野町小 座1096-4	会計法第29 条の3第4項 (緊急随意契 約)	蒜山大山スカイライン沿い隣立する蒜山 国有林内の立木において、幹の古損及 び幹の傾斜により隣接道路への倒木・枝 の落枝により、道路通行車両への損害 並びに人命に危害を与える恐れがあるこ とから、緊急随意契約に実施した。	-	1,958,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大谷国有林危険木等伐倒処理 作業 (伐倒整理66本、43.82m3)	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 山崎 準	滋賀県大津 市瀬田3-40- 18	令和2年11月19日	相葉林業	滋賀県米原 市杉沢560-8	会計法第29 条の3第4項 (緊急随意契 約)	大谷国有林において、国有林からの傾 斜木等が隣接する民家等に被害を及ぼ す恐れがあり、早急な撤去が求められた ことから、緊急随意契約により実施した。	-	2,948,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。